

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年9月29日

月 曜 日

第5430号

目次

告 示

- | | |
|-------------------------------|---|
| ○令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定 | 1 |
| ○指定公金事務取扱者の指定 | 2 |

公安委員会告示

- 特定講習の休止 8

告 示

富山県告示第363号

令和 6 年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定について

令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長について（令和6年富山県告示第8号の2）において別に告示で定めることとされている期日のうち、石川県輪島市、同県珠洲市、同県鳳珠郡穴水町又は同県同郡能登町に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、令和6年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定について（令和6年富山県告示第149号）において申告、納付等の期限を令和6年5月31日に指定した税目を除き、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗
(税 務 課)

富山県告示第364号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市新庄町85番地
学校法人富山県自動車学園
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和 7 年 10 月 1 日

富山県告示第365号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市町村59番地
株式会社富山中部自動車学校
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和 7 年 10 月 1 日

富山県告示第366号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山県富山市五福4186番地

学校法人北日本自動車学校

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和 7 年 10 月 1 日

富山県告示第367号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17

号) 第151条の2の規定により告示する。

令和7年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市婦中町田島1122番地
株式会社富山自動車技術研究所
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和7年10月1日

富山県告示第368号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市本郷2444番地
株式会社呉羽自動車学校
 - 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
 - 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
 - 4 指定公金事務取扱者を指定した日
-

令和 7 年10月 1 日

富山県告示第369号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県射水市小島715番地
株式会社富山県自動車教習所
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和 7 年10月 1 日

富山県告示第370号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
-

富山県高岡市能町1789番地

学校法人高岡学園

- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和7年10月1日

富山県告示第371号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の2の規定により告示する。

令和7年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県高岡市中保75番地
株式会社北陸自動車学校
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和7年10月1日

富山県告示第372号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県氷見市窪1850番地
学校法人氷見自動車学校
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和 7 年10月 1 日

富山県告示第373号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県南砺市高宮6480番地
学校法人南砺自動車学校
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年10月1日

富山県告示第374号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年9月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山県小矢部市野端 303番地

学校法人小矢部自動車学校

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年10月1日

富山県公安委員会告示第82号

特定講習の休止について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員

会規則第 1 号) 第14条第 2 項及び指定講習機関の指定等に関する規則 (令和 4 年富
山県公安委員会規則第 7 号) 第 7 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 29 日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

1 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者氏名

- (1) 指定講習機関の名称 株式会社富山中部自動車学校
- (2) 指定講習機関の住所 富山県富山市町村59番地
- (3) 指定講習機関の代表者氏名 藤樫 聡美

2 休止する特定講習の種別

取消処分者講習

3 休止年月日

令和 7 年10月 1 日

4 休止の期間

令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
